

在宅医療支援研修業務委託仕様書（案）

1 件名

在宅医療支援研修業務委託

2 趣旨・目的

高齢化の進展等により増大・変化する医療・介護需要への対応や、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという北九州市民の希望への対応、看取りの場の確保といった観点から、今後、在宅医療は需要が高まることが見込まれているものの、在宅医療を実施する医療機関や医師等は増えていない。

このため、今後、在宅医療サービスの安定的な提供を継続することができるよう、病院や診療所の医師等を対象に、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識の習得、在宅医療分野への新規参入や拡充の促進を目的とした研修会を開催し、在宅医療を提供する医療機関や医師等の確保・増加に向けた取組を支援するもの。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

北九州市内の病院や診療所に従事する医師や看護師等を対象に、在宅医療を実施するための動機付けや在宅医療に関する必要な知識の習得、在宅医療分野への新規参入や拡充の促進を目的とした研修会を開催すること。

なお、研修方法は座学形式研修と同行訪問診療研修の2パターンで開催し、それぞれ以下の内容を含めること。

区分	研修内容
①座学形式研修 ※定員：100名程度	<ul style="list-style-type: none">■在宅医療を取り巻く環境と必要性■在宅医療で対応可能な治療■在宅医療の対象となる患者の状態■在宅医療のはじめ方■在宅医療の提供先・連携先のみつけ方■患者・家族への接し方■在宅医療の診療報酬、必要経費■在宅医療を実際に提供する医師の経験談
②同行訪問診療研修 ※参加対象者：上記①の受講者 ※1回あたりの参加者数が多人数とならないよう、複数回の開催日程を設定（同行元の北九州市内医療機関は複数箇所の設定可）	<ul style="list-style-type: none">■座学形式研修のおさらい■訪問患者の診療情報の説明■訪問診療時の事前準備、携行品、注意事項■同行訪問診療実施（実際の現場を体験）■事後作業（カルテ作成等）■振り返り、まとめ

(1)研修講師

研修会の講師は、在宅医療を実施している医療機関やその医療機関に属する法人等において在宅医療関連業務に従事した経験があり、在宅医療の専門的な知見を有し、受講者に対して必要かつ適切な知識や技巧等の提供ができる医師等とし、事前に発注者に了承を得た上で決定すること。

(2)開催日程

研修会を開催する日程は、医師や看護師等の多くの受講対象者が参加可能な日時となるよう配慮し、決定すること。

(3)開催方法

オンラインや対面開催、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド方式等を問わない。なお、座学形式研修を対面で行う場合の開催会場や同行訪問診療研修の同行元となる北九州市内医療機関は、事前に発注者に了承を得た上で選定し、決定すること。また、やむを得ない場合を除き、なるべくすべての参加申込者が受講できるよう、開催方法を工夫すること。

(4)開催周知

文書や電子媒体等により、医師や看護師等に広く周知できる手法を活用し、積極的な参加を促すような周知方法・期間等を提案すること。なお、実際の周知は受注者からの提案内容を参考に発注者が実施することとするが、必要に応じ、受注者は可能な範囲で周知活動に協力をする事。

(5)運営等

研修会の開催日程及び会場、必要な通信環境・機器等の確保、研修内容の企画、研修テキスト・資料等の企画・作成・配布、講師との連絡調整や対応、研修当日の運営など、研修の運営に必要な業務すべてを行うこと。

(6)研修後の評価等

研修実施後は、受講者の意見等をアンケート調査等により把握するとともに、研修内容・運営等の評価を行い、研修会で使用した資料等とともに成果物として発注者に提出すること。

5 成果物の提供

成果物は、電子データとして CD-R 等に記録して納品すること。その際、パスワード等で保護するとともに、ウイルスチェックを行うこと。また、紙媒体(10部)もあわせて納品すること。

6 業務完了報告書の提出

受注者は、業務完了後、業務完了報告書を作成し、前項の成果物等とあわせて発注者に提出すること。

7 業務完了報告書及び成果物等の提出先

北九州市役所保健福祉局健康医療部地域医療課(北九州市小倉北区域内1番1号)

8 全体スケジュール(予定)

時期	内容
契約締結日～令和6年10月	研修会開催に向けた準備(講師選定、開催方法・内容・日程決定、周知、受講者募集・決定、研修資料作成、資機材確保、評価方法決定等)
令和6年11月～令和7年3月	研修会開催(座学形式・同行訪問診療)
令和7年3月31日まで	業務完了報告書、成果物等の提出

※上記は目安であり、実際のスケジュールは発注者の指示に従うものとする。

9 委託料の支払い

業務完了報告書及び成果物等の提出物を確認、検収の上、履行確認後一括払いとする。

10 その他

- (1) 成果物の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、発注者から提供されたデータの複製・転載を禁止する。また業務で知り得た情報及びデータは、業務完了後全て破棄すること。
- (3) 業務計画書を作成し発注者に提出の上、進捗管理を行うこと。また、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者に報告し、再調整を行うこと。
- (4) 本件の受注にあたり、知り得た事実は外部に漏らしてはならない。本契約完了後も同様とする。
- (5) 受注者は、本業務の履行にあたっては、発注者と打ち合わせを十分に行うとともに、関係法令を遵守し、誠実に対応すること。
- (6) 本業務の実施に関して疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については発注者と受注者の両者において協議し定めるものとする。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。
- (7) 発注者は、受注者が、以下のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者

を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8)前号の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(9)前号の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。